

平成30年4月1日
三 島 村

公設民営民宿ガイドライン

はじめに

三島村は、鹿児島県の南海上に、竹島、硫黄島、黒島の3島からなる人口約400人の全国でも人口が少ない自治体の一つである。さらに、村の行政区域内に村役場がないという特異な自治体である。また、人口が少ないことや耕地面積等が少なく、鹿児島と島を結ぶ航路も週4便運航と交通の不便さもあり、人口減少に直面している。こうしたことから、村は、人口増への取り組みを進めているが、人口増を図るにしても、働く場が極端に少なく有職者の約7割が何らかの公的業務に従事している実態がある。

このため、働く場の確保は人口増の鍵を握るといっても過言でない。仕事の場としての民宿業について視点を当て、村が施設等を整備し、希望者等が民宿業（以下「公設民営民宿」という。）を営む際の村の委託方針及び民宿の運営に関するガイドラインを以下のように定める。

本ガイドライン等は平成30年4月1日から適用する。

1. 全国的な旅行者の宿泊施設に対する評価上重視している項目

じゃらん：部屋、風呂、料理(朝食)、料理(夕食)、接客サービス、清潔感
楽天トラベル：サービス、立地、部屋、設備アメニティ、風呂、食事
トリップアドバイザー：朝食、サービス、温泉、客室、清潔さ
上記から共通的に見える評価項目は、清潔さ、風呂、客室、サービス、料理など。

2. 若者の仕事の場としての役割について

仕事の場としての民宿業については、村内に12軒の民宿があり、そのうち5軒は村が建物を整備し、希望者等に貸与し、民宿業を運営してもらっている。

経営者は30代から70代と幅があるが、貸与期間に関しては、5年を目処に更新し、さらに、それ以降も貸与出来る状況となっており、年令上の制限については何ら明文化されたものがない。

一定年齢に達した者や加齢による健康等の理由等により、継続的な民宿業の経営が困難な状況に至ったときには、円滑に交代することが出来る環境を整えておくことは、若者への仕事の場の提供という観点から、重要である。

その際の年齢の考え方については、村の職員の再雇用の年齢が最大65歳年度までであることを考慮し、原則として65歳年度を契約上の制限期間とする。

ただし、現行の契約者で65歳を超える者については、個別協議により定める。

3. 特産品のPRの場としての活用方策について

村が中心となって開発した石鹼、椿油、椿うどん、うま煮など様々な特産品がある。

この特産品の知名度を上げるための様々な取り組みがなされているが、村内での取り組みを一層促進する観点から、公設民営民宿において、特産品の展示、浴室等での利用、食事での提供など積極的な協力を要請する。

その際、必要に応じて販売手数料等を別途定める。

参考に商品をあげるとカメリア石鹼、シャンプー、コンディショナー たけのこ水煮、椿うどん、うま煮等があるが開発等の進展により順次追加することがある。

4. 交流人口拡大に向けての取り組みについて

初めて島を訪れる観光客及びしごとで訪れる人が島の自然や人々に触れ、再度、当人あるいは家族・友人を伴って島を訪れるような民宿になるよう努力する。

観光協会等が開催する民宿経営者等を対象にした研修会等への参加を義務付けることとする。やむを得ず参加できない場合は理由を明確にしたうえで村の了解を得るものとする。

また、村は、民宿の水準の維持向上を図る観点から、利用客にアンケートへの協力を依頼し、結果を研修内容等に反映させる予定である。

5. 接遇について

初めての人が接して感じが良い、あるいは、心温まるもてなしを頂いたと感じるような接遇に努力する。

観光客等は、方言等についての理解度が低い場合も考えられることから、会話に当たっては、相手の理解度なども考慮しながら会話することが重要である。

また、民宿の運営上必要な場合は、利用客に対して利用上の留意点（門限やその他の制限を含む。）を付することができる。利用上の留意点を付した場合は、その内容を村に報告するものとする。

6. 民宿内の美化について

離島はとかく不便であることから、衛生面で都市部に劣るのではないかと考える人も見受けられる。しかしながら、三島村は村民の理解を得つつ、全戸水洗トイレを完備するなど都市部並みの衛生環境を整えている。

玄関や廊下、居室（寝室を含む）、トイレ、浴室、洗面所などお客様が利用す

る場所等の清掃の在り方等について、一定水準を別途提示するところにより、遵守するものとする。このため、村は、モニター等を実施することがある。

また、観光客から民宿内での猫などのペットの飼育について、いかななものかとの声も寄せられていることから、建物内や敷地等での飼育は厳に慎むべきである。

やむを得ず飼育する場合には、利用者に不快な感じを与えないような配慮を示した内容を村に書面（様式自由）で提出し、許可を得ることとする。

7. 寝具等の更新について

心地よい睡眠は癒しの条件の一つであり、高級な素材を利用すること以上に清潔感が重要であることから、定期的な天日干しを行うなど清潔感の確保に努力する。また、寝具の更新の時期は原則として、財務省が定める原価償却資産の耐用年数等に関する費用省令等に定める期間をもって更新時期とする。

その際、必要となる経費について、原則として経営者の負担とする。

8. 設備の更新について

運営に必要な設備については、施設整備時の設備と追加で整備した設備と個人が単独で整備した設備など、様々な形で整備がなされていると推測される。また、離島特有の塩害等があることから、通常の耐用年数以前に使用に耐えなくなることも考えられる。

村は、観光施設（宿泊施設）の修繕費用の負担に関する規定に基づき、修繕費用を負担するものとする。

9. その他

来島は初めてであればあるほど島のことを知りたがることは容易に想像できることから、ある程度島の歴史や特色等に関し、一定水準の知識や解説力の修得に尽力する。このことからジオパークのガイドや観光ガイドなどの研修の機会を村は提供する。その際必要となる経費については、観光協会員については個人負担1/2、非会員については全額個人負担とする。

10. 受託希望者の選定等に当たって

受託を希望する者の選考及び現在の受託者の更新等にあつては、観光協会への加盟、宿泊者名簿等の整備、研修への参加の有無、利用者の反応の経営への反映状況や公租公課への適切な対応や村や地域の様々な行事への積極参加状況等も考慮し、原則として公募により行うものとする。